第6期朝来市障害福祉計画第2期朝来市障害児福祉計画

目 次

第	1章	計画の策定にあたって	1
	1	十画策定の背景と目的	. 1
;	2 言	†画の位置づけ	. 2
	3 🖡	†画の対象	. 2
4	4 ≣	十画の期間	. 3
!	5 =	十画の策定体制	. 3
(5 B	章害のある人を取り巻く状況	. 4
	(1)障害者手帳所持者の推移	. 4
	(2)障害児・者アンケート調査結果からみる生活とニーズ	15
第	2章	計画の基本的な考え方	2 3
	1 基	基本理念・基本視点	23
		■祝する4つの視点	
-			
第	3章	計画の成果目標	2 5
	1	第6期障害福祉計画における成果目標	25
	(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行	25
	(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	27
	(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実	28
	(4)福祉施設から一般就労への移行等	29
	(5)公営住宅を活用したグループホーム等の整備	3 5
	(6)福祉的就労の商品等の優先発注等	36
	(7)知的・精神障害のある人の採用等	3 7
	2	第2期障害児福祉計画における成果目標	38
	(1)児童発達支援センターの整備	38
	(2)保育所等訪問支援体制の構築	3 9
	(3)重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	40
	(4) 医療的ケアが必要な子どもの支援のための関係機関の協議の場の設置等	4 1
•		その他の成果目標	4 2
	-)相談支援体制の充実・強化等	
	(2)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	43

第4章	計画の活動指標	4 4
(1) (2) 2 第 (1) (2) (3) (4) 3 地	障害福祉サービス 障害児福祉サービス 6期障害福祉計画/障害福祉サービスの見込量と確保策 訪問系サービス 日中活動系サービス 居住系サービス 計画相談支援・地域相談支援 域生活支援事業の見込量と確保策	
(2) 4 第 ■ 子		63 64 67
2 連		68 69 70
資料編.		7 1
(1) (2) (3) 2 計	横討部会 委員名簿 画検討の経過	

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

近年、わが国においては少子高齢化が進展するとともに、長寿化が進み、障害のある人やその介護者の高齢化、障害の重度化・重複化という問題が顕在化しています。一方、人々の価値観やライフスタイルは多様化し、また情報化の進展により障害のある人を取り巻く社会環境は大きく変化しています。このような状況のもと、障害のある人の意識も変化し、社会参加や就労、地域における自立した生活への意欲の高まりがみられます。

障害者施策については、国では、共生社会の実現が明記された平成23年の「障害者基本法」の一部改正に始まり、平成24年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(「障害者虐待防止法」)の施行、平成26年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」という。)の完全施行、そして平成28年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(「障害者差別解消法」)の施行に至るまで制度の集中的な改革を推進してきました。その後、「障害者総合支援法」は施行3年後の見直しが行われ、平成28年には「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正されました。この改正では、地域での生活を支える「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービス、高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合の利用者負担軽減の仕組み等が新たに設けられています(平成30年4月施行)。さらに障害児の多様化するニーズに対応し、計画的に支援の提供体制を整備していくための「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

本市では、平成30年3月に、「第3期朝来市障害者計画・第5期朝来市障害福祉計画」を 策定しました。障害者総合支援法に規定する「障害福祉計画」と児童福祉法に規定する「障 害児福祉計画」の両計画を「第5期朝来市障害福祉計画」(以下、「第5期計画」という。 「第1期障害児福祉計画」を内包。)として、この計画に基づき、障害のある人のニーズに 対応し、障害のある人が自ら望む地域生活を送るために必要な障害福祉サービス等の充実 を図るための取組を推進しています。

第5期計画が令和2年度末をもって終了することから、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下、「基本指針」という。)や障害のある人のニーズ等を踏まえ、障害福祉サービス及び障害児支援サービスの一層の充実を図るため、第5期計画を見直し、「第6期朝来市障害福祉計画・第2期朝来市障害児福祉計画」(以下、「本計画」という。)を策定するものです。

本計画は、障害のある人及び障害のある子どもの地域生活を支援するためのサービス基 盤整備等に関する令和5年度末の数値目標(成果目標)を設定するとともに、障害福祉サ ービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援及び障害児入所支援、障害児相談 支援を提供するための体制の確保を計画的に進めることを目的としています。

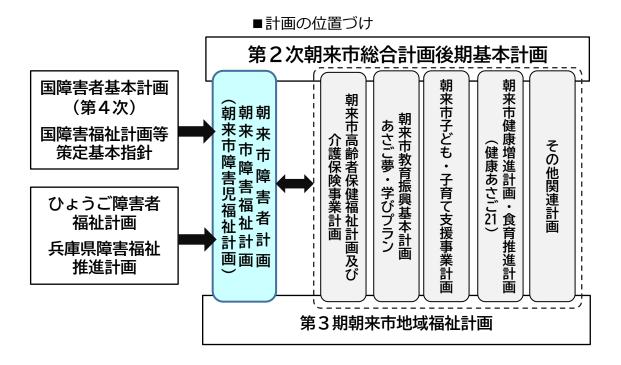
なお、本計画は、平成30年3月に策定した障害者基本法に基づく「第3期朝来市障害者 計画」の部門計画であり、一体的に推進します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「障害者総合支援法」第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画と、「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画の2つの法定計画として位置づけられます。

障害福祉計画は、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業が計画的に提供されるよう、数値目標やサービス見込量と確保策などを定め、その達成に向けて円滑な実施を目的に策定するものです。一方、障害児福祉計画は、障害児支援に関するサービス提供体制の整備・充実を図ることを目的に策定するもので、両計画は、国及び兵庫県の基本指針等を踏まえるとともに、本市の実情を勘案した内容としています。

また、本計画は、本市のまちづくりの方向を定める「第2次朝来市総合計画後期基本計画」 (平成30年度から令和3年度)と本市の地域福祉の指針となる「第3期朝来市地域福祉計画」 (平成29年度から令和3年度)を上位計画とします。さらに、「朝来市高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画」、「朝来市教育振興基本計画 第2期あさご夢・学びプラン」、「朝来 市子ども・子育て支援事業計画」、「朝来市健康増進計画・食育推進計画(健康あさご21)」 等関連計画との整合性を持たせています。



3 計画の対象

本計画で、「障害のある人」とは、年齢にかかわらず、障害者基本法第2条の規定に基づく「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁(障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの)により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける

状態にあるもの」とし、「高次脳機能障害のある人」や「難病に起因する、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人」等も含みます。

また、「障害のある子ども」という場合は、児童福祉法による18歳未満としています。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

なお、関係法令の施行や制度改正等の社会経済情勢やニーズの変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

■計画の期間 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成20年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 第2期朝来市障害者計画 第3期朝来市障害者計画 第4期朝来市障害福祉計画 第1期朝来市障害福祉計画 第2期朝来市障害児福祉計画 第2期朝来市障害児福祉計画

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市民の参画を得るとともに、市民のニーズを把握・反映させるために、次のような機会を設定しました。

朝来市障害福祉計画・朝来市障害児福祉計画検討部会

学識経験者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、障害者団体、公募委員等で構成される朝来市障害者自立支援協議会で、本計画策定のための専門部会である「朝来市障害福祉計画・朝来市障害児福祉計画検討部会」を設置し、審議を行いました。

② パブリックコメントの実施

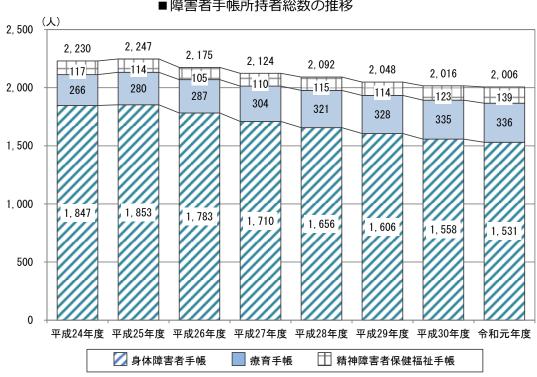
計画内容について、市民から幅広く意見を募集し、最終的な意思決定を行うために、 令和3年1月22日(金)から2月12日(金)まで、計画素案に対するパブリックコメ ントを実施しました。

障害のある人を取り巻く状況 6

(1)障害者手帳所持者の推移

① 障害者手帳所持者総数の推移

本市の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の合計は、平成 25年度をピークに減少しており、令和元年度で2,006人となっています。ただし、手 帳を重複して所持している人もいるため、延べ人数となります。また、難病等疾患の ある人や発達障害で、それぞれ障害者手帳を所持していない人もあり、障害のある人 はこの数字よりも多いです。



■障害者手帳所持者総数の推移

資料: 社会福祉課調べ(各年度末現在)

② 身体障害のある人の状況

1)身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は、平成25年度の1,853人をピークに、平成26年度以降は減少しています。令和元年度では1,531人で、うち18歳未満が16人、18歳以上が1,515人となっています。

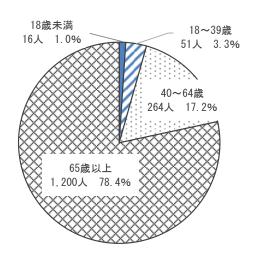
年齢4区分別でみると、65歳以上の高齢者は1,200人で、身体障害者手帳所持者全体の78.4%と4分の3を占めています。

2,000 1. 847 1, 853 1, 783 1,710 1,656 1.606 1,558 1, 531 1,500 1,000 1, 821 1,829 1,760 1,692 1,640 1, 592 1,543 1, 515 500 **-**23 -18-**-**16 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度 ☑18歳未満 18歳以上

■身体障害者手帳所持者数の推移

資料:社会福祉課調べ(各年度末現在)

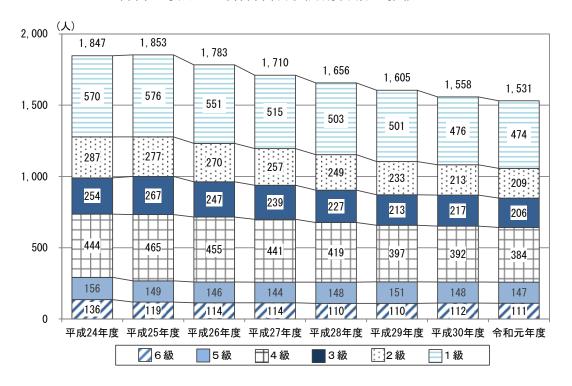
■年齢4区分別 身体障害者手帳所持者数 <令和元年度末時点>



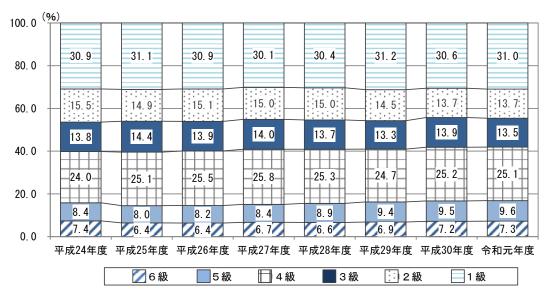
2) 障害の等級別身体障害者手帳所持者数

1級及び2級の重度の人が、令和元年度では683人で、平成24年度の857人より174人減少しています。割合でみると、5級と6級は微増傾向にあります。

■障害の等級別 身体障害者手帳所持者数の推移



■障害の等級別 身体障害者手帳所持者数の割合の推移



資料: 社会福祉課調べ(各年度末現在)

3) 障害の種類別身体障害者手帳所持者数

令和元年度の障害の種類別身体障害者手帳所持者数の構成をみると、肢体不自由が888人で最も多くなっています。次いで「内部障害」が415人、「視覚障害」が113人、「聴覚・平衡機能障害」が95人、「音声・言語・咀嚼機能障害」が20人となっています。

■障害の種類別 身体障害者手帳所持者数の推移



資料:社会福祉課調べ(各年度末現在)

■等級別 障害の種類別 身体障害者手帳所持者数 <令和元年度末時点>

(人)

						()()
	視覚障害	聴覚•平衡 機能障害	音声·言語· 咀嚼機能障害	肢体不自由	内部障害	計
1級	46	7	0	161	260	474
2級	28	21	0	154	6	209
3級	4	10	15	128	49	206
4級	6	18	5	255	100	384
5級	17	0	0	130	0	147
6級	12	39	0	60	0	111
計	113	95	20	888	415	1,531

③ 知的障害のある人の状況

1)療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は増加を続け、令和元年度で336人となっています。そのうち、 18歳未満は80人、18歳以上は256人となっています。

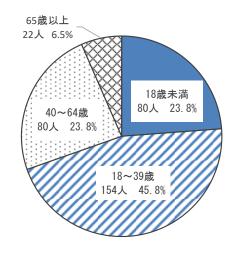
また、年齢4区分別でみると、18~39歳の青年層が154人で最も多く、全体の45.8%を占めています。



■療育手帳所持者数の推移

資料: 社会福祉課調べ(各年度末現在)

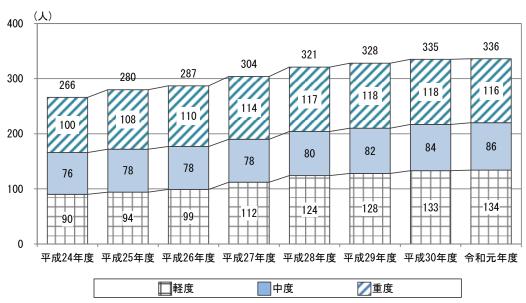
■年齢4区分別 療育手帳所持者数 <令和元年度末時点>



2) 障害の等級別療育手帳所持者数

令和元年度では重度の人が116人で、療育手帳所持者総数の34.5%となっています。 また、中度の人が86人、軽度の人が134人となっています。

年齢別でみると、18歳未満と18~39歳は軽度が最も多く、40~64歳と65歳以上では重度が最も多くなっています。



■障害の等級別 療育手帳所持者数の推移

資料:社会福祉課調べ(各年度末現在)

■年齢別 障害の等級 療育手帳所持者数 <令和元年度末時点>

(人)

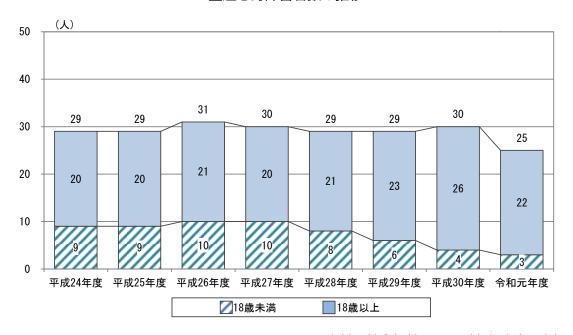
				()()
	重度	中度	軽度	計
18歳未満	18	10	52	80
18~39歳	49	39	66	154
40~64歳	35	32	13	80
65歳以上	14	5	3	22
計	116	86	134	336

④ 重症心身障害のある人の状況

身体障害者手帳の1・2級及び療育手帳のAを所持している重度の心身障害のある 人の状況では、18歳未満の子どもは、令和元年度は3人です。

一方、18歳以上は、令和元年度は22人です。

■重症心身障害者数の推移



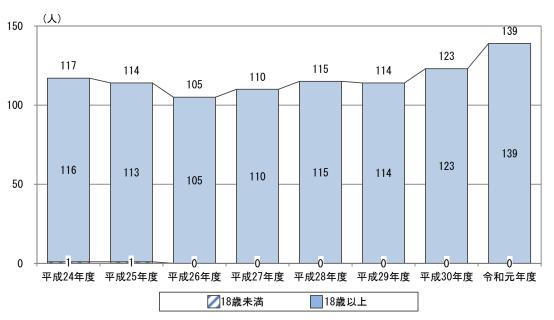
資料: 社会福祉課調べ(各年度末現在)

⑤ 精神障害のある人の状況

1)精神障害者保健福祉手帳所持者数

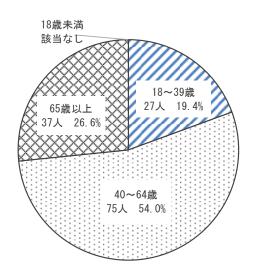
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、近年は増加傾向にあり、令和元年度は139人となっています。うち18歳未満は該当がなく、18歳以上のみとなっています。また、65歳以上の高齢者は37人、40~64歳の壮年層が75人で、壮年層は全体の54.0%とおよそ半数を占めます。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料: 社会福祉課調べ(各年度末現在)

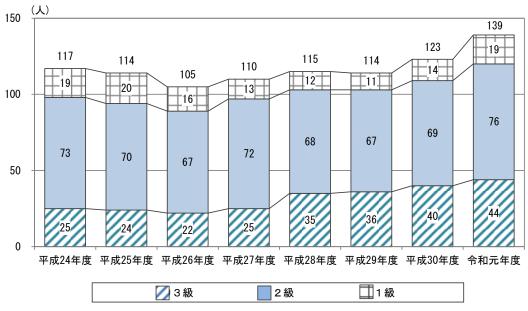
■年齢4区分別 精神障害者保健福祉手帳所持者数 <令和元年度末時点>



2) 障害の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳1級の重度の人は、平成26年度から平成29年度にかけて減少しましたが、再び増加に転じ、令和元年度は19人となっています。

■障害の等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料: 社会福祉課調べ(各年度末現在)

■年齢別 障害の等級 精神障害者保健福祉手帳所持者数 <令和元年度末時点>

				(人)
	1級	2級	3級	計
18歳未満	0	0	0	0
18~39歳	0	14	13	27
40~64歳	6	48	21	75
65歳以上	13	14	10	37
計	19	76	44	139

3)自立支援医療受給者

自立支援医療受給者数をみると、令和元年度では278人となっています。そのうち 精神通院医療は261人で、同年同月末の精神障害者保健福祉手帳所持者数139人の2 倍近くになっています。

■自立支援医療受給者数の推移

(人)

					()()
項	年度 i目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
Ī	受給者数	265	261	266	278
	精神通院医療	246	245	250	261
	更生医療	12	11	9	13
	育成医療	7	5	7	4

資料:社会福祉課調べ(各年度末現在)

⑥ 難病等の疾患のある人の状況

医療費助成の対象疾患数は、「難病の患者に対する医療等に関する法律」(「難病法」) (平成26年法律第50号) に基づき指定される指定難病が順次、拡大されました。

難病等の疾患がある人は、身体障害者手帳所持者と、障害者手帳を所持しておらず、 難病等のみによる障害福祉サービスの利用者がいます。障害者総合支援法による福祉 サービスの対象疾患も、難病法に基づく医療費助成対象疾病と同様に対象が拡大され ていることから、今後、障害福祉サービスの利用者数は増加することが予測されます。

■難病法に基づく医療費助成対象疾病(指定難病)

年月日 項目	平成27年	平成29年	平成30年	令和元年
	7月1日から	4月1日から	4月1日	7月1日
疾病数	306	330	331	333

注)治療方法の確立等に資するため、難病患者データの収集を効率的に行い、 治療研究を推進することに加え、効果的な治療方法が確立されるまでの間、 長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を支援する制度

■障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス対象疾病(難病等)

年月日 項目	平成27年	平成29年	平成30年	令和元年
	7月1日から	4月1日から	4月1日	7月1日
疾病数	332	358	359	361

資料:厚生労働省

(2) 障害児・者アンケート調査結果からみる生活とニーズ

平成29年度に実施した「朝来市障害福祉に関するアンケート調査」の結果から、今後の生活や障害(児)福祉サービスに対するニーズ等に関する結果を抜粋しました。 その結果は次のとおりとなっています。

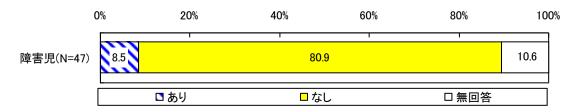
■調査実施概要

調査名 項目	障害福祉に関するアンケート調査 【18歳未満対象】	障害福祉に関するアンケート調査 【18歳以上対象】
調査対象	平成29年4月1日現在の年齢で抽出 ● 身体障害者手帳所持者 15人 ● 療育手帳所持者 92人 ● 精神障害者保健福祉手帳所持者 0人 計 107人	平成29年4月1日現在の年齢で抽出 ● 身体障害者手帳所持者 1,487人 ● 療育帳所持者 218人 ● 精神障害者保健福祉手帳所持者 112人 計 1,817人
調査期間	原則、平成29年9月8日(金)から9月 回収しました。	320日(水)とし、その後10月上旬まで
調査方法	両調査ともに、郵送により配布・回収し	ました。

① 障害児(18歳未満)の状況

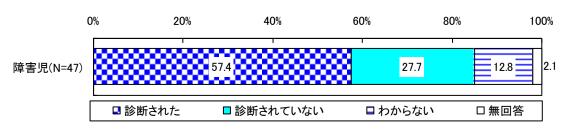
1) 重症心身障害の有無

身体障害者手帳の「1級」及び「2級」と療育手帳の「A判定」の両方を持っている、重症心身障害の児童は8.5%となっています。



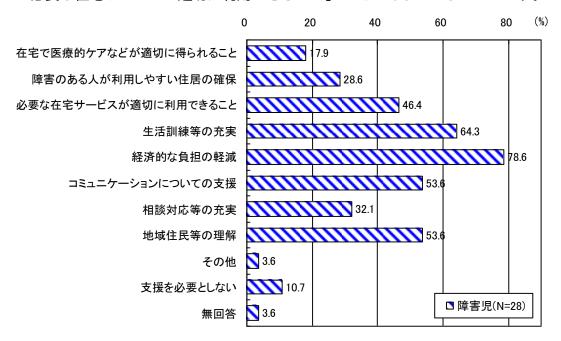
2)発達障害の診断状況

発達障害として「診断された」は57.4%で、半数を超えています。発達障害の内容は「自閉症スペクトラム(自閉症、高機能自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害)」が81.5%で最も高く、「注意欠陥多動性障害(AD/HD)」が11.1%、「学習障害(LD)」が7.4%となっています。



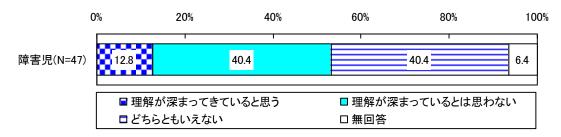
3) 在宅で暮らす場合に必要な支援

「経済的な負担の軽減」が78.6%で最も高く、次いで「生活訓練等の充実」が64.3%、「コミュニケーションについての支援」及び「地域住民等の理解」がそれぞれ53.6%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が46.4%などとなっています。



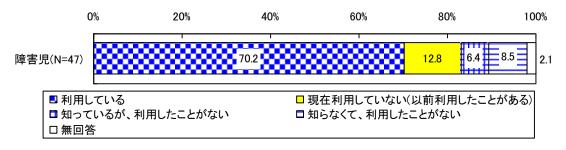
4) 障害のある人の社会参加への市民の理解について

障害のある人の社会参加への市民の理解について、「理解が深まってきていると思う」は12.8%で、一方、「理解が深まってきているとは思わない」が40.4%となっています。また、「どちらともいえない」が40.4%となっています。



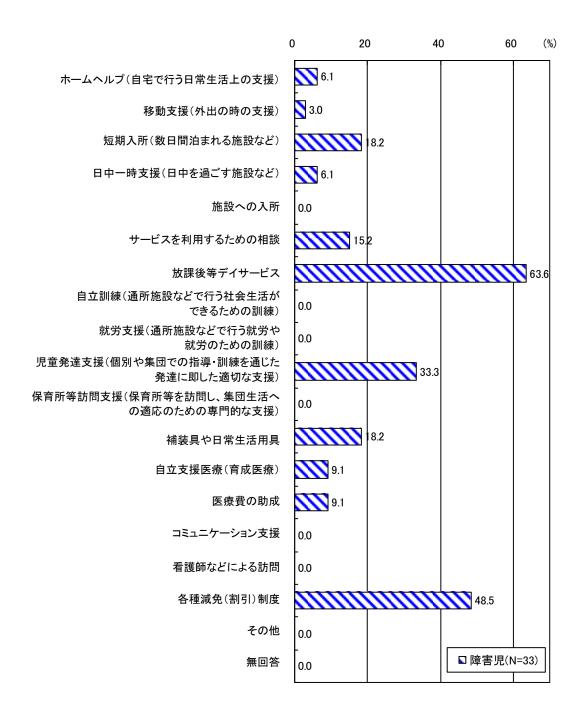
5)障害福祉の制度やサービスの利用状況

障害福祉の制度やサービスを「利用している」は70.2%で、一方、【利用していない】は合わせて27.7%となっています。



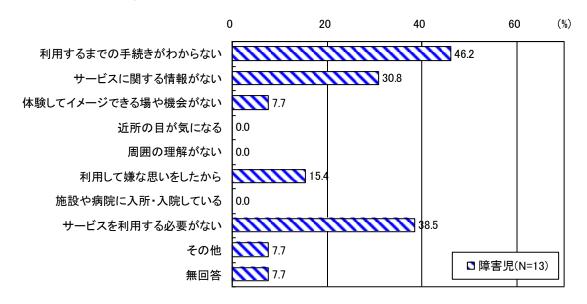
6) 利用している制度やサービス

「放課後等デイサービス」が63.6%で最も高く、次いで「各種減免(割引)制度」(48.5%)、「児童発達支援(個別や集団での指導・訓練を通じた発達に即した適切な支援)」(33.3%)、「短期入所(数日間泊まれる施設など)」及び「補装具や日常生活用具」(各18.2%)などとなっています。



7) 制度やサービスを利用していない理由

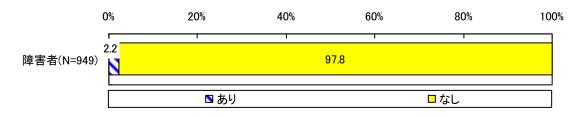
制度やサービスを利用していない理由では、「利用するまでの手続きがわからない」が46.2%で最も高く、次いで「サービスを利用する必要がない」(38.5%)、「サービスに関する情報がない」(30.8%)、「利用して嫌な思いをしたから」(15.4%)などとなっています。



② 障害者(18歳以上)の状況

1) 重症心身障害の有無

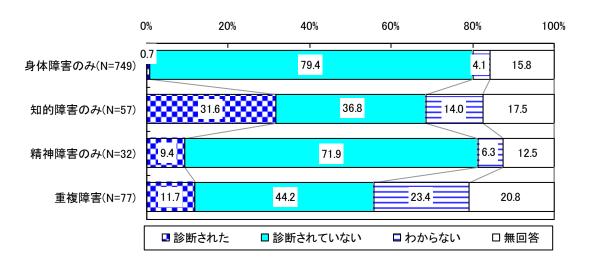
身体障害者手帳の「1級」及び「2級」と療育手帳の「A判定」を所持している 人は2.2%となっています。



2)発達障害の診断状況

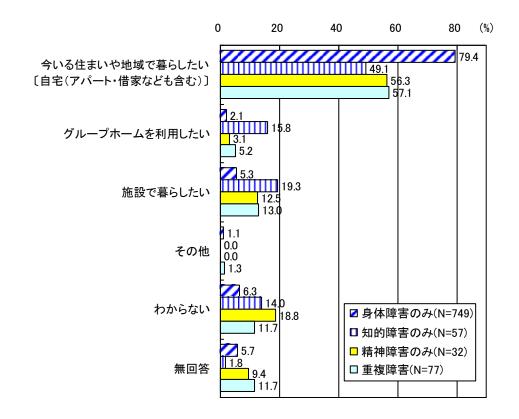
発達障害として「診断された」は、知的障害のみでは31.6%と高く、重複障害では11.7%、精神障害のみでは9.4%、身体障害のみでは0.7%となっています。

診断内容は、「自閉症スペクトラム(自閉症、高機能自閉症、アスペルガー症候群、 広汎性発達障害)」が48.6%となっています。



3)将来の暮らしの場の希望

「グループホームを利用したい」や「施設で暮らしたい」は、知的障害のみが他の障害種別より高く、それぞれ15.8%、19.3%となっています。



4) 在宅で暮らす場合に必要な支援

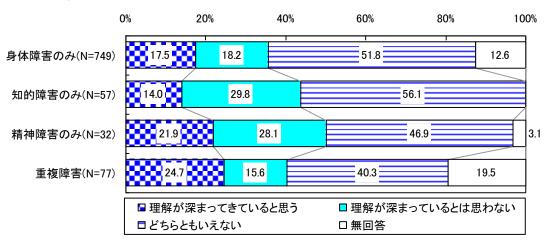
どの障害種別も「経済的な負担の軽減」が最も高く、身体障害のみでは48.6%、知的障害のみでは59.5%、精神障害のみでは68.4%、重複障害では54.2%で、精神障害のみが最も高くなっています。また、身体障害のみでは「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」が43.5%と高く、知的障害のみでは「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(43.2%)や「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(43.2%)や「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(27.0%)、「コミュニケーションについての支援」(21.6%)が他の障害種別より高く、精神障害のみでは知的障害のみとともに「相談対応の充実」及び「地域住民等の理解」が他の障害種別より高くなっています。

												(%)
障害種別	回答数	適切に得られること在宅で医療的ケアなどが	すい住居の確保障害のある人が利用しや	切に利用できること必要な在宅サービスが適	生活訓練等の充実	経済的な負担の軽減	支援フミュニケーションについての	相談対応等の充実	地域住民等の理解	その他	支援を必要としない	無回答
身体障害のみ	611	43.5	17.3	35.2	5.6	48.6	8.3	13.4	16.4	1.3	9.5	7.5
知的障害のみ	37	16.2	27.0	43.2	10.8	59.5	21.6	27.0	37.8	0.0	16.2	5.4
精神障害のみ	19	21.1	15.8	21.1	15.8	68.4	10.5	26.3	31.6	5.3	5.3	10.5
重複障害	48	27.1	12.5	20.8	6.3	54.2	8.3	14.6	8.3	4.2	6.3	6.3

※複数回答

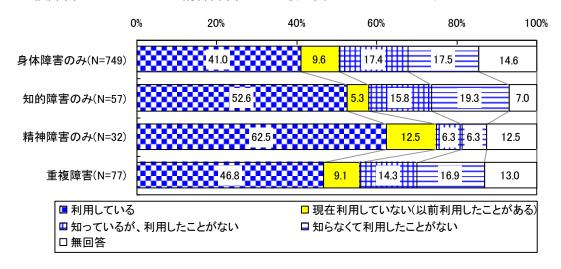
5) 障害のある人の社会参加への市民の理解について

「理解が深まってきていると思う」は、身体障害のみでは17.5%、知的障害のみでは14.0%、精神障害のみでは21.9%、重複障害では24.7%で、精神障害のみ及び重複障害では20%を超えています。一方、「理解が深まってきているとは思わない」は、知的障害のみ及び精神障害のみではおよそ30%で、他の障害種別より高くなっています。



6)障害福祉の制度やサービスの利用状況

身体障害のみでは41.0%、知的障害のみでは52.6%、精神障害のみでは62.5%、 重複障害では46.8%で、精神障害のみが最も高くなっています。



7) 利用している制度やサービス

身体障害のみでは「各種減免(割引)制度」(54.1%)が、知的障害のみでは「就 労継続支援(A型・B型)」及び「相談支援」(各40.0%)が最も高くなっています。 精神障害のみでは「自立支援医療(更生医療、精神通院)」(60.0%)が、重複障 害では「各種減免(割引)制度」(38.9%)が最も高くなっています。

(%)

障害種別	回答数	(居宅介護)	重度訪問介護	同行援護•行動援護	入所)ショートステイ(短期	生活介護	施設入所支援	生活訓練(機能訓練・	就労移行支援	B型) 就労継続支援(A型・	生活援助) 生活援助)	相談支援	療、精神通院) 自立支援医療(更生医	地域活動支援センタ
身体障害のみ	307	12.4	2.6	1.6	9.8	2.9	3.6	7.5	0.7	1.6	1.3	2.3	1.6	3.9
知的障害のみ	30	13.3	0.0	3.3	20.0	26.7	13.3	3.3	10.0	40.0	3.3	40.0	0.0	13.3
精神障害のみ	20	25.0	0.0	5.0	5.0	0.0	0.0	5.0	0.0	30.0	10.0	5.0	60.0	0.0
重複障害	36	8.3	5.6	0.0	13.9	16.7	13.9	2.8	2.8	16.7	11.1	16.7	13.9	0.0
	回答数	補	日	Į,	金	成	移	В	各	そ	無			
障害種別	数	補装具の交付・修理	日常生活用具の給付	コミュニケーション支援	金銭管理支援	成年後見制度	移動支援事業	日中一時支援事業	各種減免(割引)制度	の他	無回ీ			
障害種別	307	袋具の交付・修理 18.2	常生活用具の給付 16.0	ミュニケーション支援 1.0	銭管理支援 0.7	(年後見制度 0.3	動支援事業 4.2	_	種減免(割引)制度	4.9	回 答 3.3			
		· 修 理						一時支援事業		の他				
身体障害のみ	307	修 理 18.2	16.0	1.0	0.7	0.3	4.2	一時支援事業	54.1	の他	3.3			

8)制度やサービスを利用していない理由

どの障害種別も「サービスを利用する必要がない」が最も高く、身体障害のみでは38.5%、知的障害のみでは40.7%、精神障害のみでは16.7%、重複障害では19.5%となっています。次いで、身体障害のみ及び知的障害のみでは、「利用するまでの手続きがわからない」や「サービスに関する情報がない」があげられますが、精神障害のみでは「施設や病院に入所・入院している」及び「その他」がトップと同率であげられ、重複障害では「利用するまでの手続きがわからない」及び「近所の目が気になる」(各17.1%)、「周囲の理解がない」(14.6%)などと続きます。

(%)

障害種別	回答数	からない 利用するまでの手続きがわ	サービスに関する情報がない	機会がない体験してイメージできる場や	近所の目が気になる	周囲の理解がない	利用して嫌な思いをしたから	いる 施設や病院に入所・入院して	ないサービスを利用する必要が	その他	無回答
身体障害のみ	442	15.2	16.7	4.1	2.5	0.5	0.7	3.2	38.5	4.1	33.3
知的障害のみ	27	25.9	18.5	11.1	11.1	0.0	3.7	0.0	40.7	11.1	11.1
精神障害のみ	12	8.3	8.3	0.0	8.3	8.3	0.0	16.7	16.7	16.7	33.3
重複障害	41	17.1	12.2	4.9	17.1	14.6	4.9	2.4	19.5	4.9	39.0

※複数回答

9) 今後の相談支援体制についての希望

最も希望が高い項目は、知的障害のみ以外では「障害にかかわる診断や治療・ケアに関する医療面での相談」で、身体障害のみでは30.6%、精神障害のみでは34.4%、重複障害では24.7%となっています。また、知的障害のみでは「福祉の専門職を配置した相談窓口」(31.6%)で、「休日や夜間の電話相談」及び「身近な地域で開設される福祉相談」(各24.6%)が他の障害種別より高くなっています。

(%)

障害種別	回答数	休日や夜間の電話相談	談窓口福祉の専門職を配置した相	るカウンセリング同じ障害のある相談員によ	祉相談 身近な地域で開設される福	族相談員家族の悩みを受け止める家	ケアに関する医療面での相談障害にかかわる診断や治療・	その他	特にない	無回答
身体障害のみ	749	10.4	14.7	8.7	11.9	11.9	30.6	2.0	33.5	18.2
知的障害のみ	57	24.6	31.6	10.5	24.6	19.3	22.8	0.0	28.1	10.5
精神障害のみ	32	18.8	15.6	18.8	12.5	18.8	34.4	6.3	18.8	18.8
重複障害	77	15.6	15.6	10.4	15.6	10.4	24.7	2.6	27.3	27.3

※複数回答

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念・基本視点

本計画は、「第3期朝来市障害者計画」と一体的に推進することから、第3期計画の基本 理念及び基本視点に則り、障害のある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふ さわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス及び障害児 支援サービス等の量的・質的な充実に向け取り組みます。

■基本理念

障害のある人もない人も、ともに理解し合い、支えあいながら、 いつまでも安心して暮らせるまちづくり

■基本視点

- **視点① 障害の有無により分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、支えあう社会をつくる**
- 視点② 障害のある人が自らの決定に基づき、主体的に社会のあらゆる活動に参加でき、 また、自らの能力を最大限発揮し、自己実現できる環境を整える
- **視点③ すべての障害のある人が個人の尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、一人一人に合った必要な支援の体制をつくる**

2 重視する4つの視点

障害福祉計画及び障害児福祉計画を総合的に推進するにあたり、次の4つの視点を重視 します。

① 障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害のある人の自己決定を尊重し、意思決定を支援します。 障害のある人が必要な障害福祉サービス及びその他の支援を受けながら、自立と社会参 加が促進できるように、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を 進めます。

② 障害種別によらない一体的な障害福祉サービス等の充実

障害者手帳の所持者に限らず、発達障害のある人や高次脳機能障害のある人、難病等の疾患のある人及び障害のある子どもが、身近な地域で障害種別によらない一元的なサービスを受けることができるように、サービスの充実に努めます。また、障害福祉サービス等の活用が促進されるように、障害のある人及びその家族等に必要な情報提供を行います。

③ 包括的ケアのシステムづくりの推進

障害のある人の自立を支援するため、引き続き、地域生活への移行や地域定着を進めます。また、障害のある人の地域生活の維持、就労支援などを総合的に支えるため、地域生活支援の拠点づくりをはじめ、相談体制、地域住民や団体等との連携による共生社会づくりに努め、介護、医療、福祉、教育等との連携など、地域の社会資源を最大限に活用した包括的なケアのためのシステムづくりを進めます。

④ 障害のある子どもの健やかな育成のための療育支援

障害のある子どもの健やかな育成を支援するため、障害種別にかかわらず質の高い専門的な療育支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。また、成長発達にあわせて、 ライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援体制の構築を目指します。

第3章 計画の成果目標

1 第6期障害福祉計画における成果目標

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

【第5期計画の実績】

令和2年度末までに施設を退所してグループホーム等の地域生活に移行する人数を 7人とし、令和2年度末までの施設入所者の削減数を2人とする目標数値を設定しました。

結果は、施設入所者の減少は利用者の死亡等以外には見込めず、また空床があれば埋まる状況(入所待ちの状況)にあり、減少は難しい状況です。また施設入所者の地域生活移行は難しい状況です。

■第5期計画における目標値と結果

	実績値 平成28年度末	目標値 令和2年度末	7
施設入所者数	75	73 人	
減少(見込み)数[削減率]		▲2人 [▲2.7%]	7
地域生活移行数[移行率]		7人 [9.0%]	,



【第6期計画の目標】

<国の基本的な考え方>

第6期計画における施設入所者の地域生活移行に関して、国の基本指針では次の2つ の目標の設定を求めています。

【国の目標値】

①施設入所者の地域移行:令和元年度末時点から6%以上移行 ②施設入所者数の削減 :令和元年度末時点から1.6%以上削減

<市の目標設定>

国や県の方針を基本とし、本市の令和5年度までに達成すべき目標は、次表のとおりです。

□第6期計画(令和5年度末)における目標値

		令和元年度末時点の実績	令和5年度末目標値
Α	施設入所者数	77 人	75 人
В	減少(見込み)数		2人
[削洞	【率 B/A(令和元年度末)]		[2. 6%]
С	地域生活移行数		5人
[移行	f率 C/A(令和元年度末)]		[6.5%]

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【第5期計画の実績】

令和2年度末までに、南但馬自立支援協議会の専門部会を活用し、保健、医療、福祉 関係者による協議の場を設置することを目標にしました。

結果は、南但馬自立支援協議会の場を活用し調整を図り、その後独立した自立支援協議会で検討を行う予定でしたが、十分な議論ができませんでした。

【第6期計画の目標】

<国の基本的な考え方>

国の基本指針では、次の目標の設定を求めています。

【国の目標値】

- ①圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- ②精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数の上昇: 316日以上とすることを基本とする。[県目標]
- ③精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を設定する。令和 5年度末の全国の目標値は平成30年度と比べて6.6~4.9万人減少になる。[県目標]
- ④精神病床における退院率の上昇:3ヶ月時点69%以上、6ヶ月時点86%以上、12ヶ月時点92%以上とすることを基本とする。[県目標]

<市の目標設定>

国や県の方針を基本とし、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置について、引き続き設置の検討と協議の場の活性化に向け取り組むこととします。

また、②③④の目標に関しては、県と連携し、県の数値目標達成に向けた対応の促進 を図ります。

<活動指標>

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		開催回数(回)	1	1	1	
保健、医療及	び福祉関係者に	関係者参加人数(人)	11	11	11	
よる協議の場		年間目標設定及び	1	1	1	
		評価の実施回数(回)	'	'	'	
	地域移行支援		2	2	2	
地域定着支援			2	2	2	
精神障害者	共同生活援助	月平均利用者数(人)	11	11	11	
	自立生活援助		1	1	1	

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【第5期計画の実績】

令和2年度末までに複合型多機能施設の地域生活支援拠点を設置し、地域生活支援拠点の質を高めるとともに、適切な運営に努めるという目標を立てました。

令和2年度末に社会福祉法人朝来市社会福祉協議会において整備されますが、地域生活支援拠点としての5つの機能(「相談」「緊急時の受入・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」)の議論ができていません。地域の実情を知る自立支援協議会機能を活用し、仕組みを構築する予定でしたが計画期間中の整備は難しい状況です。

【第6期計画の目標】

<国の基本的な考え方>

国の指針では、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援 拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討すること を基本としています。

<市の目標設定>

国や県の方針を基本とし、引き続き、地域生活支援拠点の整備に向け、不足する機能を含め、自立支援協議会を活用し整備について検討を進めます。また、拠点整備後、同じく自立支援協議会において拠点の運営状況を検証、検討するための仕組みの構築を図ります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

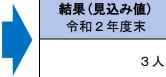
①一般就労移行者数

【第5期計画の実績】

令和2年度末時点の目標を、2人以上と設定しましたが、現時点で一般就労に移行した障害者は3人で、事業所の尽力により目標を達成しました。

■第5期計画における目標値と結果

	実績値 平成28年度末	目標値 令和2年度末	1	結果
一般就労移行者数	人の	2人以上		



【第6期計画の目標】

<国の基本的な考え方>

国の基本指針では、次の目標の設定を求めています。

【国の目標値】

令和5年度中に、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型等を通じた一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1,27倍以上とすることを基本とする。

<市の目標設定>

国や県の方針を基本とし、令和元年度末時点の一般就労への移行者数の実績は5人であったことから、令和5年度はその1.27倍の6人以上と設定しています。

□第6期計画(令和5年度末)における目標値

	令和元年度末時点の実績	令和5年度末目標値
一般就労移行者数	5人	6人以上

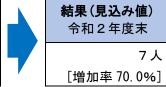
②就労移行支援事業利用者数

【第5期計画の実績】

令和2年度末時点の目標を、平成28年度末の8人から2割以上増加である10人と設定しました。現時点でこの事業を利用する障害者は7人で、目標を達成できない見込みです。

■第5期計画における目標値と結果

	実績値 平成28年度末	目標値 令和2年度末	1	ŕ
就労移行支援事業	8人	10 人		
利用者数		[増加率 125.0%]		



【第6期計画の目標】

国の目標から削除されたため、目標の設定は行いません。

③就労移行支援事業から一般就労への移行者数

【第6期計画の目標】

<国の基本的な考え方>

国の基本指針では、次の目標の設定に見直しを行っています。

【国の目標値】

就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1.30倍以上とすることを基本とする。

<市の目標設定>

国や県の方針を基本とし、就労移行支援事業を利用して一般就労に移行した人数は、 基準となる令和元年度の利用者数が5人であることから、令和5年度は7人以上と設定 しています。

□第6期計画(令和5年度末)における目標値

	令和元年度末時点の実績	令和5年度末目標値
就労移行支援事業を通じた	5人	7人以上(140.0%)
一般就労移行者数(増加率)	37	/ 人以工 (140.0%)

④就労継続支援事業(A型・B型)から一般就労への移行者数

第6期計画から新たに設けられた成果指標で、国の基本指針では、次の目標の設定を 求めています。

【第6期計画の目標】

<国の基本的な考え方>

【国の目標値】

- ①就労継続支援A型利用者数について、令和元年度実績の1.26倍以上を目指す。
- ②就労継続支援B型利用者数について、令和元年度実績の1.23倍以上を目指す。

<市の目標設定>

国や県の方針を基本とし、就労継続支援事業A型を利用して一般就労に移行した人数は、基準となる令和元年度の利用者数が0人であることから、令和5年度は2人以上と設定しています。

また、就労継続支援事業B型を利用して一般就労に移行した人数は、基準となる令和 元年度の利用者数が0人であることから、令和5年度は2人以上と設定しています。

□第6期計画(令和5年度末)における目標値

	令和元年度末時点の実績	令和 5 年度末目標値
就労継続支援A型利用者数	0人	2人以上
増加率		126. 0%
就労継続支援B型利用者数	0人	2人以上
増加率		123. 0%

⑤就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加

【第5期計画の実績】

令和2年度における就労移行率3割以上の事業所の、全就労移行支援事業所に占める割合を5割以上とする目標を設定しました。結果は、就労移行率3割以上の事業所は1事業所で目標達成となる見込みです。

■第5期計画における目標値と結果

	目標値 令和2年度末	4	結果(見込み値) 令和2年度末
就労移行率3割以上の事業所の全就労移行	500/ DL L		1 声光記
支援事業所に占める割合	50%以上		1 事業所

【第6期計画の目標】

国の目標から削除されたため、目標の設定は行いません。

⑥就労定着支援事業による職場定着率の増加

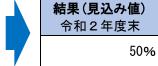
【第5期計画の実績】

国の考え方を踏まえ、各年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点か ら1年後の定着率を8割以上と目標設定しました。

結果は、平成30年度は100%、令和元年度は住所を移され離職された方がおり0%、令 和2年度は50%となる見込みです。

■第5期計画における目標値と結果

	目標値 令和2年度末		結果 (
就労定着支援事業による1年後の職場定着率	80%以上		



【第6期計画の目標】

<国の基本的な考え方>

国の基本指針では、次の目標の設定に見直しを行っています。

【国の目標値】

- ①令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- ②就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とす ることを基本とする。

<市の目標設定>

国や県の方針を基本とし、令和5年度末の就労移行支援事業、就労継続支援事業(A 型・B型)を通じた一般就労移行者が11人の見込みであり、そのうち令和5年度末にお ける就労定着支援事業利用者を7割の8人と見込んでいます。

また、就労定着支援事業を実施する事業所のうち、就労定着率を8割以上達成してい る事業所の割合を7割の1事業所と設定します。

□第6期計画(令和5年度末)における目標値

	令和5年度末時点の 一般就労移行者見込数	令和 5 年度末時点の 就労定着支援事業利用者数
就労移行支援事業等を通じて 一般就労に移行する者	11 人	8人
就労定着支援事業利用率		70.0%
就労定着支援事業を実施する 事業所数	1事業所	1 事業所
就労定着率8割以上の事業所 割合		100.0%

(5) 公営住宅を活用したグループホーム等の整備

【第5期計画の実績】

複合型多機能施設の整備を目指すなかで、グループホームについても定員5人の整備を目標とし、また、市内事業所に働きかけ、令和2年度までに更に6人の整備を図るという目標を設定しました。

結果は、2つの社会福祉法人が合計定員11人分のグループホームを整備し、計画どおりの進捗となりました。

【第6期計画の目標】

<市の目標設定>

親亡き後の生活や地域への移行による地域での住まい方に関する障害のある人のニーズを把握し、グループホームの整備等居住支援の体制確保も含めた検討を行います。

(6) 福祉的就労の商品等の優先発注等

【第5期計画の実績】

ゴミ袋への印字や市役所各課で作製する封筒への点字打刻により、目標を上回る実績となっています。

■第5期計画における目標値と結果

	目標値 令和2年度末	1	結果(見込み値) 令和2年度末
福祉施設との随意契約による事業委託等 の契約金額	12, 000 千円		15, 000 千円

【第6期計画の目標】

<市の目標設定>

第6期計画では、平成30年度及び令和元年度の実績や庁内の発注状況を踏まえ、令和5年度の福祉施設との随意契約による事業委託等の契約金額を15,900千円と設定します。引き続き、庁内各課へ働きかけ、福祉的就労の商品等の優先発注等について協力を求めることとします。

□第6期計画(令和5年度末)における目標値

	令和2年度末時点の実績 (見込み)	令和 5 年度末目標値
福祉施設との随意契約による事業	15,000千円	15, 900 千円
委託等の契約金額	13,000 🕇 🗍	10, 300]

(7)知的・精神障害のある人の採用等

【第5期計画の実績】

市では、身体障害者及び精神障害者については、計画通りの採用ができていますが、 知的障害者については募集(採用)にいたっていません。引き続き職員採用担当課に対 し、募集(採用)を働きかけることとします。

■第5期計画における目標値と結果

	目標値 令和2年度末
	身体障害者:8人
市で採用してい	知的障害者:2人
る障害者数	精神障害者:1人
	合計 11 人



結果(見込み値) 令和2年度末 身体障害者:9人 知的障害者:0人 精神障害者:1人 合計10人

【第6期計画の目標】

<市の目標設定>

引き続き、市職員採用担当部署へ積極的な採用を働きかけることとします。採用者数の目標値を、身体障害者9人、知的障害者2人、精神障害者1人とします。

□第6期計画(令和5年度末)における目標値

	令和2年度末時点の実績 (見込み)	令和 5 年度末目標値
	身体障害者:9人	身体障害者:9人
	知的障害者:0人	知的障害者:2人
市で採用している障害者数	精神障害者:1人	精神障害者:1人
	合計 10人	合計 12人

2 第2期障害児福祉計画における成果目標

(1)児童発達支援センターの整備

【第1期計画の実績】

児童発達支援センターの設置については、令和2年度末までに1か所の設置を目指しました。

既存の施設をセンター化することを関係市町で検討しましたが、既存の事業所に負担がかかることになるため、引き続き設置に向けた課題等を検討することとなりました。

【第2期計画の目標】

<国の基本的な考え方>

国の基本指針では、次の目標の設定を求めています。

【国の目標値】

令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合、圏域での設置であっても差し支えない。

<市の目標設定>

国や県の方針を基本とし、引き続き関係市等で設置に向け検討を進めます。

(2) 保育所等訪問支援体制の構築

【第1期計画の実績】

令和2年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を目指していました が、既存の事業所に負担がかかることになるため、引き続き体制の構築に向けた課題等 を検討することとなりました。

【第2期計画の目標】

<国の基本的な考え方>

国の基本指針では、次の目標の設定を求めています。

【国の目標値】

令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を 構築することを基本とする。

<市の目標設定>

国や県の方針を基本とし、令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制 の構築を引き続き目指します。

(3) 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス 事業所の確保

【第1期計画の実績】

令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後 等デイサービス事業所を、それぞれ1か所確保することを目指していましたが、実現は 難しい状況です。

【第2期計画の目標】

<国の基本的な考え方>

国の基本指針では、次の目標の設定を求めています。

【国の目標値】

令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを 基本とする。

<市の目標設定>

国や県の方針を基本とし、令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、それぞれ1か所確保することを引き続き目指します。

(4) 医療的ケアが必要な子どもの支援のための関係機関の協議の場の設置等

【第1期計画の実績】

令和2年度末までに、医療的ケアが必要な子どもが、身近な地域で、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各分野の支援が受けられるように、関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを目指していましたが、実現は難しい状況です。

【第2期計画の目標】

<国の基本的な考え方>

国の基本指針では、次の目標の設定を求めています。

【国の目標値】

令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。

<市の目標設定>

国や県の方針を基本とし、医療的ケアが必要な子どもが、身近な地域で、保健、医療、 障害福祉、保育、教育等の各分野の支援が受けられるように、令和5年度末までに関係 機関が連携を図るための協議の場を設け、コーディネーターの配置を目指します。

3 その他の成果目標

(1) 相談支援体制の充実・強化等

<国の基本的な考え方>

国の基本指針では、次の目標の設定を求めています。

【国の目標値】

令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。

<市の目標設定>

国や県の方針を基本とし、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言、人材育成、連携強化のための実施体制の確保を目指します。

<活動指標>

■相談支援体制の充実・強化等

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対 する訪問等による専門的な 指導・助言	年間指導・助言件数 (件)	1	1	1
地域の相談支援事業者の人 材育成の支援	年間支援件数 (件)	1	1	1
地域の相談機関との連携強 化の取組	年間実施回数 (回)	12	12	12

(2) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

<国の基本的な考え方>

国の基本指針では、次の目標の設定を求めています。

【国の目標値】

令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための 取組に係る体制を構築する。

<市の目標設定>

国や県の方針を基本とし、研修への参加、指導監査の適正な実施等、サービスの質の向上を図るための体制の構築に努めます。

<活動指標>

■障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種 研修の活用	年間参加人数 (人)	3	3	3
障害者自立支援審査支払等シス テムによる審査結果の共有	体制の有無	有	有	有

第4章 計画の活動指標

1 障害(児)福祉サービスの事業体系

(1)障害福祉サービス

障害者総合支援法では、利用者のニーズや障害の種類、障害の程度に応じて、適切なサービスが公平に提供されるよう、次の事業が規定されています。

■障害福祉サービス

市町村 介護給付 相談支援 居宅介護(ホームヘルプ) 自立支援給付 • 基本相談支援 • 重度訪問介護 • 地域相談支援 • 同行援護 (地域移行支援、 • 行動援護 障害者・児 地域定着支援) • 重度障害者等包括支援 • 計画相談支援 短期入所(ショートスティ) • 療養介護 • 生活介護 自立支援医療 • 施設入所支援 • 更生医療 訓練等給付 • 育成医療 • 精神通院医療(県事業) 自立訓練 • 就労移行支援 • 就労継続支援(A型·B型) • 就労定着支援 • 補装具 • 自立生活援助 共同生活援助(グループホーム) 地域生活支援事業 • 理解促進研修· 啓発事業 • 自発的活動支援事業 • 基幹相談支援センター等機能強化事業 • 相談支援事業 • 成年後見制度利用支援事業 • 成年後見制度法人後見支援事業 • 意思疎通支援事業 • 日常生活用具給付等事業 • 手話奉仕員養成研修事業 • 移動支援事業 • 地域活動支援センター機能強化事業 • その他の日常生活支援 • 社会生活支援 • 権利擁護支援 • 就業 · 就労支援 支援

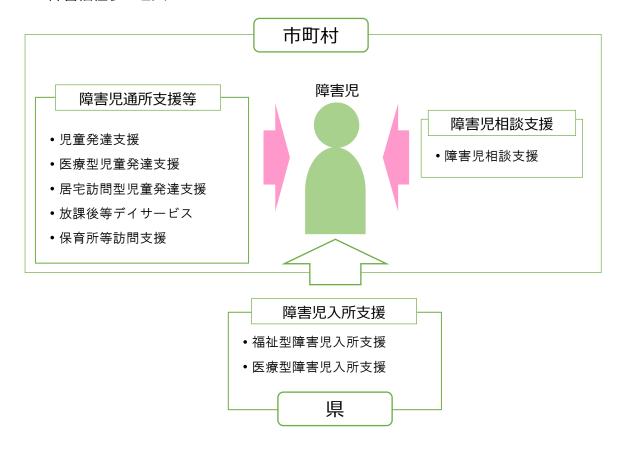
- 専門性の高い相談支援、広域的な対応が必要な事業、人材育成など
- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣
- 意思疎通支援を行う者の広域的な連絡調整・派遣調整等

県

(2)障害児福祉サービス

児童福祉法では、障害のある児童が、身近な地域で必要とする支援や療育が受けられる よう次の事業が規定されています。

■障害福祉サービス



2 第6期障害福祉計画/障害福祉サービスの見込量と確保策

(1)訪問系サービス

■サービス内容

サービス名	内容
居宅介護	障害者の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介助を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣 し、生活全般にわたる介護のほか外出時における移動中の介護を行います。
同行援護	重度の視覚障害者(児)に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や 移動の援護を行います。
行動援護	知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。
重度障害者等 包括支援	障害支援区分「6」(児童については区分「6」に相当する支援の度合い) で意思の疎通に著しい困難をともなう人に対して、居宅介護などの複数サー ビスを包括的に行います。

【第5期計画期間中の利用実績】

利用人数はほぼ計画どおりの利用となっています。利用量は計画値を下回る見込みです。

■訪問系サービスの第5期の計画値と実績値

		平	成 30 年	度	会	和元年	隻	令和2年度		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
居宅介護	人/月	32	32	100.0%	33	32	97. 0%	34	32	94. 1%
重度訪問介護 同行援護	時間/月	487	300	61.6%	500	286	57. 2%	514	293	57. 0%

[※]行動援護及び重度障害者包括支援の利用見込み量は未設定

【第6期計画の見込量と確保のための方策】

過去3年間の実績では大きな増減はなく、今後も同程度の水準で推移するものと見込んでいます。

今後もサービス提供体制の確保を図るとともに、身体・知的・精神の各障害の特性を 理解したヘルパーの確保・養成に努め、サービスの充実を図ります。

行動援護や重度障害者等包括支援については、利用実績がないことから、サービス内容や 対象者について十分な情報を提供できるよう努めるとともに、事業者の確保にも努めます。

■訪問系サービスの第6期の計画値

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人/月	32	33	34
重度訪問介護 同行援護	時間/月	293	302	311

(2)日中活動系サービス

■サービス内容

サービス名	内容
生活介護	常時介護が必要であり、障害支援区分「3」以上である人及び50歳以上で 障害支援区分が「2」以上である人に対して、日中に入浴、排せつ、食事 の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
療養介護	病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、①障害支援区分「6」で、気管切開をともなう人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障害支援区分5以上の筋ジストロフィー患者または重症心身障害のある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。
短期入所	居宅で介護する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障害のある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 障害者支援施設等において実施する「福祉型」と病院や診療所、介護老人保健施設において実施する「医療型」があります。
自立訓練(機能訓練)	生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体 機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練(生活訓練)	知的障害のある人または精神障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労移行支援	一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	企業などや就労継続支援A型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている障害者を対象に、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

【第5期計画期間中の利用実績】

生活介護、療養介護、短期入所、就労継続支援(B型)は、利用人数、利用量ともほぼ計画どおりとなっています。とくに短期入所は利用人数、利用量ともに計画値を大きく上回り、ニーズが高いサービスとなっています。

自立訓練 (機能訓練・生活訓練)、就労継続支援 (A型) は利用を見込んでいましたが、 令和2年度の利用はない見込みです。

■日中活動系サービスの第5期の計画値と実績値

		平	成 30 年	度	令和元年度			令和2年度		
			実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
ルエ人=#	人/月	97	100	103. 1%	99	105	106. 1%	101	110	108. 9%
生活介護	人日/月	2, 090	2, 066	98. 9%	2, 133	2, 150	100.8%	2, 177	2, 193	100. 7%
療養介護	人/月	10	11	110. 0%	10	11	110.0%	10	11	110.0%
短期入所	人/月	19	22	115. 8%	20	22	110.0%	21	22	104. 8%
	人日/月	147	184	125. 2%	154	187	121. 4%	162	207	127. 8%
自立訓練	人/月	1	0	0. 0%	2	0	0.0%	3	0	0.0%
(機能訓練)	人日/月	21	0	0. 0%	41	0	0.0%	62	0	0.0%
自立訓練	人/月	1	1	100.0%	2	0	0.0%	3	0	0.0%
(生活訓練)	人日/月	22	5	22. 7%	44	0	0.0%	66	0	0.0%
就労移行支援	人/月	8	6	75. 0%	9	6	66. 7%	10	6	60.0%
	人日/月	187	125	66. 8%	211	126	59. 7%	234	132	56. 4%
就労継続支援	人/月	6	3	50. 0%	7	1	14. 3%	7	0	0.0%
(A型)	人日/月	84	49	58. 3%	89	3	3. 4%	94	0	0.0%
就労継続支援	人/月	93	91	97. 8%	96	97	101.0%	99	100	101.0%
(B型)	人日/月	1, 792	1, 579	88. 1%	1, 850	1, 698	91.8%	1, 908	1, 748	91. 6%
就労定着支援	人/月	2	0	0. 0%	3	1	33. 3%	4	1	25. 0%

【第6期計画の見込量と確保のための方策】

生活介護、就労継続支援B型は、第5期計画期間中の利用実績が増加傾向にあったことと市内で定員増を予定する事業所があることから、今後3年間も増加を見込んでいます。

また短期入所、就労移行支援も同様に新規開設される事業所があることから、増加を 見込んでいます。

障害のある人が、地域で自立した生活を送るためには、日中活動の場が必要となります。そのため、サービス利用希望者を把握するとともに、サービス提供事業者の情報を 提供します。

就労移行支援事業については、今後も就労移行者の受け入れに地域の関係機関の連携等を進めるとともに、一般就労へ移行促進するため、一般就労を目指す利用者の支援の充実を図ります。

就労継続支援、短期入所等ニーズの高いサービスの提供体制の確保を図ります。

■日中活動系サービスの第6期の計画値

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
4.江入= #	人/月	120	125	130
生活介護	人日/月	2, 442	2, 543	2, 644
療養介護	人/月	11	11	11
短期入所	人/月	27	27	27
	人日/月	237	237	237
自立訓練	人/月	1	1	1
(機能訓練)	人日/月	10	10	10
自立訓練	人/月	1	1	1
(生活訓練)	人日/月	10	10	10
就労移行支援	人/月	12	12	12
	人日/月	255	255	255
就労継続支援	人/月	7	7	7
(A型)	人日/月	91	91	91
就労継続支援	人/月	110	115	120
(B型)	人日/月	1, 919	2, 007	2, 094
就労定着支援	人/月	2	3	4

(3)居住系サービス

■サービス内容

サービス名	内容
施設入所支援	自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人または生活介護の対象者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活援助(グループホーム)とは、就労し、または就労継続支援な どの日中活動を利用している身体障害・知的障害・精神障害のある人で、 日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域における自立した日常 生活に向けて介護や支援を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用し、ひとり暮らしを希望する 障害者を対象に、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事や洗濯、掃除な どの日常生活のほか、体調管理や通院の状況、地域住民との関係などに ついて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

【第5期計画期間中の利用実績】

施設入所支援はいずれの年も計画比が100%を超える利用状況となっています。 共同生活援助については利用人数は横ばいで、計画値を下回っています。 自立生活援助は、利用者はいない見込みです。

■居住系サービスの第5期の計画値と実績値

	平成 30 年度			令和元年度			令和2年度			
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
施設入所支援	人/月	74	75	101. 4%	74	77	104. 1%	73	77	105.5%
共同生活援助	人/月	38	36	94. 7%	39	35	89. 7%	48	35	72. 9%
自立生活援助	人/月	0	0	_	0	0	_	1	0	0.0%

【第6期計画の見込量と確保のための方策】

施設入所支援については、第5期計画期間中の利用実績が増加傾向にありましたが、施設入所者の地域生活移行を目標とし、減少の見込みとしています。

共同生活援助については、新規開設される事業所があることから増加を見込んでいます。 入所施設については、地域生活への移行を基本としつつ、障害のある人の生活の場を 確保するという観点も重視し、ニーズの動向を注視します。

障害のある人の入所施設等から地域生活への円滑な移行を促進するため、地域における居住の場である共同生活援助事業の推進に努めます。

■居住系サービスの第6期の計画値

		令和3年度	令和4年度	令和5年度		
施設入所支援	人/月	77	76	75		
共同生活援助	人/月	46	46	46		
自立生活援助	人/月	1	1	1		

(4) 計画相談支援・地域相談支援

■サービス内容

サービス名	内容
計画相談支援	市が指定する特定相談支援事業者が介護給付費等の支給決定等について、 サービス等利用計画案を作成します。市はこの計画案を勘案し支給決定を 行います。また、支給決定後においては、指定特定相談支援事業者が、少 なくとも年1回は継続サービス利用支援(モニタリング)を行いサービス が適当かを検討します。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害のある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障害者等に対する夜間も含む緊急時におけ る連絡、相談等の支援を行います。

【第5期計画期間中の利用実績】

計画相談支援は、計画値を大きく上回る利用率となっています。

地域移行支援は平成30年度と令和元年度は計画値どおり、令和2年度は計画値を下回っています。

地域定着支援については、令和2年度は計画値2人に対し2人の利用を見込んでいます。

■計画相談支援・地域相談支援の第5期の計画値と実績値

		平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
計画相談支援	人/月	30	52	173. 3%	40	57	142. 5%	50	62	124. 0%
地域移行支援	人/月	2	2	100.0%	2	2	100.0%	3	2	66. 7%
地域定着支援	人/月	2	1	50. 0%	2	3	150.0%	2	2	100.0%

【第6期計画の見込量と確保のための方策】

計画相談支援については、第5期計画期間中の利用実績が増加傾向にあったことから、 今後3年間も増加を見込んでいます。

利用者が増加傾向にあることから、提供体制の確保が必要です。そのためには、圏域や県などとも連携しながら、相談支援専門員の確保に努めます。

地域移行支援・地域定着支援については、地域移行・地域定着戦略会議の場等により 関係機関との連携を十分に行い、適切なサービス提供に努めます。

■居住系サービスの第6期の計画値

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	67	72	77
地域移行支援	人/月	2	2	2
地域定着支援	人/月	2	2	2

3 地域生活支援事業の見込量と確保策

地域生活支援事業は、障害(児)福祉サービスとは別に、市町村及び都道府県が地域の 特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業・サービスです。

相談支援事業や意思疎通支援事業、移動支援事業などの必須事業と、地域の実情に応じて実施する任意事業から構成されています。

(1)必須事業

■サービス内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障害のある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など)を支援します。
相談支援事業	障害がある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な 地域の相談支援事業では対応できない個別事例への対応や、地 域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等 機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業 者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、 地域移行に向けた取組等を実施します。
住居入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障害のある人等に、入 居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必 要な支援を受けられるよう調整を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し、または利用しようとする知的障害のある方または精神障害のある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援 事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に 対する研修や、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職によ る支援体制の構築等を行います。
意思疎通支援事業(手話通 訳者・要約筆記者派遣事業)	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者等が社会参加を行う際に意思疎通の 円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人とのコミュニケーション を支援するため、手話通訳技能を有するものを市役所等に設置 します。
手話奉仕員研修事業	聴覚に障害がある人との交流活動の促進のため、市の広報活動 等の支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話 表現技術を取得した者)の養成研修を行います。

	サービス名	内容
E	3常生活用具給付等事業	補装具以外で、日常生活を便利にする用具の給付などを行います。
	・介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練ベッドなどを給付します。
	・自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置などを給 付します。
	・在宅療養等支援用具	透析液加温器、電気式たん吸引器、盲人用体温計などを給付します。
	・情報・意思疎通支援 用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受診装置などを給付しま す。
	・排泄管理支援用具	ストーマ装具、紙おむつ、収尿器などを給付します。
	・居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	居宅生活動作補助用具などを給付します。
杉	多動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある方について、外出のための支 援を行います。
坩	地域活動支援センター事業	創作活動または生産活動などの機会を提供し、地域生活の支援 を行います。

① 理解促進研修・啓発事業

【第5期計画期間中の実施状況】

令和元年度からの実施を見込んでいましたが、未実施となっています。

■理解促進研修・啓発事業の第5期の計画値と実績値

	3	平成30年度	Ę	v	令和元年度	Ę	令和2年度			
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比	
実施有無	無	無	_	有	無		有	無	_	

【第6期計画の見込量と確保のための方策】

住民理解を深める研修や啓発活動の実施について検討し、早期に実施します。

■理解促進研修・啓発事業の第6期の計画値

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施有無	無	有	有

② 自発的活動支援事業

【第5期計画期間中の実施状況】

令和2年度からの実施を見込んでいましたが、未実施となっています。

■自発的活動支援事業の第5期の計画値と実績値

	平成30年度				令和元年度	Ę	令和2年度		
	計画 実績 計画比		計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比	
実施有無	無	無	_	無	無	_	有	無	未達成

【第6期計画の見込量と確保のための方策】

障害のある人やその家族がお互いの悩みを共有したり、情報交換する活動の場を検討 します。

■自発的活動支援事業の第6期の計画値

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施有無	無	有	有

③ 相談支援事業

【第5期計画期間中の実施状況】

障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業、地域自立支援協議会については、計画どおり実施ができています。基幹相談支援センターは令和元年度に整備できました。

■相談支援事業の第5期の計画値と実績値

		平成 30 年度			4	令和元年	度		令和2年	度
		計画	実績	結果	計画	実績	結果	計画	見込み	結果
障害者相談支援事業	か所	4	5	125. 0%	4	5	125.0%	4	6	150.0%
基幹相談支援センター	実施有無	無	無	_	無	有	達成	有	有	達成
基幹相談支援センター等 機能強化事業	か所	4	5	125. 0%	4	5	125. 0%	4	5	125. 0%
住宅入居等支援事業	実施有無	無	無	1	無	無	1	無	無	-
地域自立支援協議会	実施有無	有	有	達成	有	有	達成	有	有	達成

【第6期計画の見込量と確保のための方策】

住宅入居等支援事業については、実施の予定はありませんが、一定の基盤の確保が進み、今後は利用が促進されるよう、活動の充実を図るとともに事業等の周知に努めます。

■相談支援事業の第6期の計画値

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	か所	6	6	6
基幹相談支援センター	実施有無	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	か所	5	5	5
住宅入居等支援事業	実施有無	無	無	無
地域自立支援協議会	実施有無	有	有	有

④ 成年後見制度利用支援事業

【第5期計画期間中の実施状況】

利用人数については1人の利用を見込んでいましたが、利用はありませんでした。

■成年後見制度利用支援事業の第5期の計画値と実績値

	3	平成30年度	Ę	4	令和元年度			令和2年度			
	計画 実績 計画比		計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比			
利用人数	1	0	0. 0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%		

(年間)

【第6期計画の見込量と確保のための方策】

第6期計画期間中に1人から2人の利用を見込んでいます。 基幹相談支援センターや相談支援事業所と連携するとともに、制度周知に努めます。

■成年後見制度利用支援事業の第6期の計画値

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	1	2	2

(年間)

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

【第5期計画期間中の実施状況】

計画期間中の実施はありませんでした。

■成年後見制度法人後見支援事業の第5期の計画値と実績値

	3	平成30年月	ŧ	-	令和元年度			令和2年度			
	計画 実績 計画比		計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比			
実施有無	無	無	-	無	無	-	無	無	-		

【第6期計画の見込量と確保のための方策】

法人後見支援事業の立ち上げの動きがある場合には支援を行います。

■成年後見制度法人後見支援事業の第6期の計画値

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施有無	無	有	有

⑥ 意思疎通支援事業

【第5期計画期間中の実施状況】

手話通訳者・要約筆記者派遣事業の利用者数は、計画値を大きく上回っています。手 話通訳者設置事業については、令和元年度から1人の設置を見込んでいましたが、設置 できませんでした。

■意思疎通支援事業の第5期の計画値と実績値

		平成 30 年度		令和元年度			令和2年度			
		計画	実績	結果	計画	実績	結果	計画	見込み	結果
手話通訳者· 要約筆記者派遣事業	利用件数	1	18	1800. 0%	1	35	3500.0%	1	33	3300.0%
手話通訳者設置事業	設置数	0	0	未達成	1	0	未達成	1	0	未達成

(年間)

【第6期計画の見込量と確保のための方策】

手話通訳者・要約筆記者派遣事業については第5期計画期間中の利用実績が増加傾向 にあったことから、今後3年間も増加を見込んでいます。

制度の周知に努め、派遣事業は登録手話通訳者へ依頼するとともに、公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会とも連携し派遣事業を実施します。また、手話奉仕員養成講座等を通じて登録者手話通訳者の確保に努めます。

手話通訳者の設置については、関係部局と協議を行い、設置に努めます。

■意思疎通支援事業の第6期の計画値

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
手話通訳者 · 要約筆記者派遣事業	利用件数	41	49	57	
手話通訳者設置事業	設置数	1	1	1	

(年間)

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

【第5期計画期間中の実施状況】

手話奉仕員養成研修事業の受講者数は、計画値を下回っています。

■手話奉仕員養成研修事業の第5期の計画値と実績値

		3	平成30年度	Ę	令和元年度			令和2年度		
ĺ		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
	受講者数	13	8	61.5%	13	5	38. 5%	13	11	84. 6%

(月間)

【第6期計画の見込量と確保のための方策】

養父市と合同で講座を開講します。講座の周知を図り、人材育成に努めます。

■手話奉仕員養成研修事業の第6期の計画値

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業 受講申込者数	人/月	10	10	10

⑧ 日常生活用具給付等事業

【第5期計画期間中の実施状況】

いずれの用具給付実績も計画値を上回っています。特に在宅療養等支援用具、情報・ 意思疎通支援用具、排泄管理支援用具は計画値を大きく上回る結果となっています。

■日常生活用具給付等事業の第5期の計画値と実績値

	মৃ	成30年	度	v	令和元年.	度	令和2年度			
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比	
介護・訓練支援用具	2	2	100. 0%	2	1	50. 0%	2	2	100.0%	
自立生活支援用具	2	3	150. 0%	2	5	250. 0%	2	5	250.0%	
在宅療養等支援用具	7	13	185. 7%	7	9	128. 6%	7	10	142. 9%	
情報・意思疎通支援用具	15	32	213. 3%	15	31	206. 7%	15	30	200.0%	
排泄管理支援用具	420	765	182. 1%	430	758	176. 3%	440	760	172. 7%	
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	2	1	50. 0%	2	3	150. 0%	2	3	150.0%	
計	448	816	182. 1%	458	807	176. 2%	468	810	173. 1%	

(年間)

【第6期計画の見込量と確保のための方策】

いずれの用具給付実績も第5期計画期間中の利用実績と同水準の利用を見込んでいます。

身体障害者手帳交付時等に利用者への周知を図るとともに、障害の状態に応じた用具の適切な給付を行います。

■日常生活用具給付等事業の第6期の計画値

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件数/年	2	2	2
自立生活支援用具	件数/年	6	7	8
在宅療養等支援用具	件数/年	11	11	11
情報・意思疎通支援用具	件数/年	31	31	31
排泄管理支援用具	件数/年	761	761	761
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件数/年	4	5	6
計	件数/年	815	817	819

9 移動支援事業

【第5期計画期間中の実施状況】

利用人数は20人前後で推移し、計画値をやや下回っています。利用時間数は計画値を下回り令和2年度で800時間ほどになる見込みです。

■移動支援事業の第5期の計画値と実績値

	平成30年度			4	令和元年 度	Ę	令和2年度			
	計画	計画 実績 計画比			計画 実績 計画比		計画	見込み	計画比	
延べ利用人数(人)	21	22	104. 8%	22	17	77. 3%	23	19	82. 6%	
延べ利用時間(時間)	1, 335	800	59. 9%	1, 602	753	47. 0%	1, 922	805	41. 9%	

(月間)

【第6期計画の見込量と確保のための方策】

第5期計画期間中の利用実績と同水準かやや下回る利用を見込んでいます。 障害のある人の地域における自立生活や社会参加を促進できるよう、事業所と連携し 見込量の確保に努めます。

■移動支援事業の第6期の計画値

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/年	19	19	19
利用時間数	時間/年	773	773	773

⑩ 地域活動支援センター事業

【第5期計画期間中の実施状況】

実施箇所は令和2年度で市内が1か所、市外が3か所となる見込みです。利用者数は 令和2年度で市内が10人、市外が3人を見込んでいましたが、ほぼ計画値どおりの見込 みです。

■地域活動支援センター事業の第5期の計画値と実績値

		ग	成 30 年	度	令和元年度			令和2年度		
		計画	実績	結果	計画	実績	結果	計画	見込み	結果
【市内】実施箇所数	か所	2	1	50. 0%	2	3	150. 0%	2	1	50. 0%
【市内】実利用者数	人	10	16	160. 0%	10	23	230. 0%	10	12	120. 0%
【市外】実施箇所数	か所	3	3	100. 0%	3	4	133. 3%	3	3	100. 0%
【市外】実利用者数	人	3	4	133. 3%	3	4	133. 3%	3	3	100. 0%

(年間)

【第6期計画の見込量と確保のための方策】

第5期計画期間中の利用実績と同水準かやや下回る利用を見込んでいます。 障害のある人が社会参加するために必要な支援であり、今後も積極的に利用してもら えるよう、事業所と連携を図りながら 見込量の確保に努めます。

■地域活動支援センター事業の第6期の計画値

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
【市内】実施箇所数	か所	1	1	1
【市内】実利用者数	人	16	16	16
【市外】実施箇所数	か所	3	3	3
【市外】実利用者数	人	4	4	4

(年間)

(2)任意事業

■サービス内容

サービス名	内容
訪問入浴サービス	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者・児 の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
日中一時支援事業	日中における活動の場の確保により、介護者の就労支援や家族の 一時的な休息などの支援を行います。
生活訓練事業	日常生活上必要な訓練や指導等を行います。
要約筆記奉仕員養成研修 事業	社会参加支援の1事業として、聴覚障害のある人への意思疎通支 援を行う要約筆記奉仕員の養成研修を行います。
スポーツ・レクリエーショ ン教室開催等事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力 増強、交流、余暇等の充実や障害者スポーツの普及を図るために、 各種教室やスポーツ大会を開催します。
自動車運転免許取得・ 改造費助成事業	自動車運転免許の取得や自動車の改造費用の一部を助成します。
更生訓練費・施設入所者 就職支援金給付事業	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人に対し、 更生訓練費を支給することで、社会復帰の促進を図ります。

【第5期計画期間中の実施状況】

日中一時支援事業については、年々利用者が増加しています。

スポーツ・レクレーション事業については、令和2年度は新型コロナ感染症拡大防止 の観点から未実施であったため、参加者数が大きく減っています。

■任意事業の第5期の計画値と実績値

		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
		実績	実績	見込み
日中一時支援事業	延べ人数	141	188	200
スポーツ・レクリエーション教室	回数	9	9	6
開催等事業	参加者数	86	80	48
自動車運転免許取得・改造費助成事業	件数	3	3	1

(年間)

【第6期計画の見込量と確保のための方策】

日中一時支援事業については、第5期計画期間中の利用実績が増加傾向にあったことから、今後3年間も増加を見込んでいます。事業内容の周知を図り、必要なサービス利用の確保に努めます。

また、訪問入浴サービスについての必要性を調査し、実施に向け、検討します。

■任意事業の第6期の計画値

		令和3年度	令和4年度	令和5年度					
日中一時支援事業	延べ人数	230	260	290					
スポーツ・レクリエーション	回数	8	8	8					
教室開催等事業	参加者数	71	71	71					
自動車運転免許取得·改造費 助成事業	件数	2	2	2					

(年間)

4 第2期障害児福祉計画/障害児支援の見込量と確保策

■サービス内容

サービス名	内容
児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の 付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体の状況により、 治療も行います。
放課後等 デイサービス	就学児を対象に、学校終了後または休業日に、生活能力の向上に必要な 訓練、社会との交流の促進などを行います。
保育所等訪問支援	保育所や小学校などにおける児童に対する支援を通じ、児童が集団生活 に適応できるようにすることを目的に、療育経験のある専門職員がニー ズに応じて保育所や小学校などを訪問し支援を行います。
居宅訪問型児童 発達支援	重症心身障害児などの重度の障害があり、児童発達支援等の障害児通所 支援を受けるための外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生 活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施しま す。
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど) を利用する前に障害児支援利用計画を作成し(障害児支援利用援助)、 通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う(継続障害児支援 利用援助)等の支援を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	保健、医療、障害福祉、保育、教育等、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置する事業です。
福祉型障害児入所施 設*	施設に入所している児童に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能 の付与を行います。
医療型障害児入所施設*	施設に入所または指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、 日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。

[※]入所系サービスの見込みは、都道府県が行います。

【第5期計画期間中の利用実績】

第1期障害児福祉計画において設定した障害児通所支援サービス利用見込み値及び利用 実績値は、次のとおりです。

児童発達支援、医療型児童発達支援について、利用者数は計画値を大きく上回っており ニーズが増加しているサービスとなっています。

放課後等デイサービスは、計画値をやや下回っています。

保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援は、サービス提供事業所がないことから、 利用を見込んでいません。

障害児相談支援は、計画値を大きく上回る利用率となっています。

■障害児支援の第5期の計画値と実績値

		ग	平成 30 年度			3和元年	度	令和 2 年度		
			実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
児童発達支援	人	23	27	117. 4%	24	31	129. 2%	24	29	120. 8%
医療型児童発達支援	人日	108	89	82. 4%	113	99	87. 6%	113	94	83. 2%
放課後等	人	50	51	102.0%	52	47	90. 4%	65	49	75. 4%
デイサービス	人日	719	677	94. 2%	748	685	91.6%	935	719	76. 9%
保育所等訪問支援	人	0	0	_	0	0	-	8	0	0.0%
休月別寺初问又抜	人日	0	0	_	0	0	_	8	0	0.0%
居宅訪問型 児童発達支援	人	0	0	I	0	0	-	0	0	I
障害児相談支援	人	7	23	328. 6%	8	18	225. 0%	9	24	266. 7%
医療的ケア児コーディ ネーター配置人数	人	0	0	I	0	0		0	0	

(月間)

【第6期計画の見込量と確保のための方策】

児童発達支援・医療型児童発達支援、障害児相談支援については、第5期計画期間中 の利用実績が増加傾向にあったことから、今後3年間も増加すると見込んでいます。

放課後等デイサービスは、新規開設される事業所があることから、増加を見込んでいます。

医療的ケア児コーディネーター配置人数については、令和5年度までの配置を目指します。

学校、障害児通所支援事業所、障害福祉サービスを提供する事業所及び相談支援事業 所と連携を図り、サービスを利用しやすい環境整備に努めます。

■障害児支援の第6期の計画値

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
児童発達支援 医療型児童発達支援	人	30	31	32	
	人日	97	100	104	
放課後等デイサービス	人	59	59	59	
	人日	835	835	835	
保育所等訪問支援	人	1	1	1	
	人日	1	1	1	
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	
障害児相談支援	人	25	26	27	
医療的ケア児コーディネーター 配置人数	人	0	0	1	

(月間)

<活動指標>

■発達障害者等支援の一層の充実

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレ ントプログラム等の支援プログラ ム等の受講者数	年間受講者数 (人)	3	3	3
ペアレントメンターの人数	年度末時点の人数 (人)	1	1	1
ピアサポート活動への参加人数	年間参加人数 (人)	12	12	12

■子ども・子育て支援事業計画との連携

第2期障害児福祉計画の策定にあたり、「障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について」(平成29年3月31日雇児総発0331第7号、障障発0331第9号)では、「障害児福祉計画は、子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業計画と調和が保たれたものにする必要があるとともに、障害児支援の体制整備にあたっては、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)等に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図る必要がある。」との記載があります。

本計画においても、朝来市子ども・子育て支援事業計画との連携を図ります。 なお、朝来市子ども・子育て支援事業計画は、令和2年3月に策定し、令和2年度か ら令和6年度までを計画期間としています。

第5章 計画の推進に向けて

1 各主体の役割

本計画の基本理念である「障害のある人もない人も、ともに理解し合い、支えあいながら、いつまでも安心して暮らせるまちづくり」を実現するため、施策の推進にあたっては、 市行政はもちろんのこと、障害者団体、企業等、地域、市民等がそれぞれつながり、協力 しながら、社会全体の取組として進めていきます。

① 市行政の役割

障害のある人やその家族等のニーズを的確に把握し、一人一人の状態やニーズに対応したきめ細かな支援に努めます。

また、ともに理解し合い、支えあうための地域づくりを進めるため、条件整備に努めるとともに、障害のある人のまちづくりへの参加機会の拡充を図ります。

② 障害者団体、ボランティア団体等の役割

障害者団体は、各団体間での調整を図りながら、ピア活動や市民の障害に対する理解促進、障害者の社会参加の促進、行政等に対する障害のある人の生活の向上等に向け、様々な働きかけを行っていくことが期待されます。

また、ボランティア団体等については、障害のある人の身近な理解者として、必要な情報や支援の提供を行うとともに、地域において障害のある人やその家族等と支えあいの活動を進めていくことが期待されます。

③ 企業等の役割

障害のある人がいきいきと充実した生活を送ることができるよう、職場で働くにあたっての支障を改善するなど合理的配慮を図り、雇用の拡大に努めることが期待されます。

また、地域を構成する一員として、障害のある人が住みやすい、利用しやすい地域 づくりへの取組が期待されます。

④ サービス提供事業者等の役割

サービス提供事業者は市行政等関係機関と連携し、障害のある人の特性や個々の状況に 合った適切なサービスを提供するとともに、地域での自立した生活を送れるような支援 を展開することが求められます。

⑤ 地域の役割

地域は、市民をはじめ団体、企業等様々な主体で構成されています。少子高齢化が 進む中、地域に求められる期待は大きなものがあります。それぞれの地域で、誰もが 互いにつながり合い、支えあいながら、障害があっても安心して生活できるよう、ま た、災害時の支援体制など、環境づくりに取り組むことが期待されます。

⑥ 市民の役割

障害のある人やその家族が、地域で孤立することがないよう、市民一人一人が障害 や障害のある人に関する正しい理解を深めることが必要です。

また、必要な情報を届けたり、見守りや交流など、相互に助け合う地域づくりに積極的に参加していくことが求められます。

2 連携体制の強化

① 関係機関、関係各課との連携

本計画の目標や見込量を達成するためには、障害福祉サービスをはじめ就労・雇用、 教育等関連分野との連携が特に重要であることから、庁内の関係各課との連携・調整 を一層進めていきます。

とりわけ、本計画では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築や医療 的ケアの必要な子どもへの対応の充実を図るため、保健、医療、福祉、保育、教育等の 関係機関が連携を図るための協議の場を設置することが成果目標となっています。

また、上位・関連計画や、今後策定される計画との連携を図り、社会経済環境や住民ニーズの変化に対応した適切な事業の推進を図ります。

② 国、県、近隣市との連携

本計画の内容は、本市単独で達成できないものも含まれています。国、兵庫県の事業や施設を利用することが必要なものや、近隣の自治体と協働することにより、より効果的な事業展開を図ることができるものについては、関係機関との連携を図り、きめ細かなサービスの提供に努めます。

また、広域的な対応が望ましい施策については、近隣市との連携を進め、効果的な 推進を図ります。

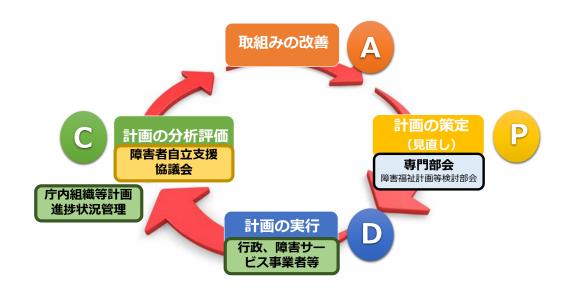
さらに、事業の安定的な運営のため、国や県に対する制度改善や財政措置の充実を 要望していきます。

3 計画の進行管理

本計画の進行管理は、関連分野の他の事業計画等とも連携を図りながら、計画内容の点検・評価を行っていきます。

点検・評価はPDCAサイクルに基づき、計画(Plan)を立て、それを実行(Do)し、 実行の結果を評価(Check)して、さらに計画の見直し(Action)を行うという一連の流れ により進めます。成果目標や活動指標について、少なくとも年1回はその実績を把握し、 計画の着実な推進に努めます。

■ PDCAサイクルによる進捗状況の把握・分析・評価



資料編

- 1 第6期朝来市障害福祉計画・第2期朝来市障害児福祉計画 検討部会
 - (1) 朝来市障害者自立支援協議会条例

朝来市条例第30号

朝来市障害者自立支援協議会条例

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項及び障害者の日常生活及び社会 生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」と いう。)第89条の3の規定に基づき、朝来市障害者自立支援協議会(以下「協議会」という。) を置く。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、及び意見を述べるものとする。
 - (1) 朝来市障害者計画等(障害者基本法第11条第3項の規定に基づく障害者計画、障害者総合支援法第88条の規定に基づく障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20の規定に基づく障害児福祉計画)の策定、見直し等に関すること。
 - (2) 障害者等への支援体制の課題に関すること。
 - (3) 関係機関等の連携の緊密化に関すること。
 - (4) 地域の実情に応じた体制の整備に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

- 第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 障害福祉サービス事業所の職員
 - (3) 保健·医療関係者
 - (4) 教育関係者
 - (5) 就労支援機関の職員
 - (6) 関係行政機関の職員
 - (7) 障害者団体の代表者
 - (8) 地域の代表者
 - (9) 障害者等
 - (10)公募による市民
 - (11)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すると ころによる。
- 4 会長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(書面による審議)

- 第7条 前条第1項の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は困難であると認めるときは、委員に書面を送付し、審議することをもって会議に代えることができる。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定により書面による審議を行ったときは、会長は、速やかにその結果を委員 に報告しなければならない。

(専門部会)

第8条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、研究及び審議を行うため、必要に 応じ協議会に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部ふくし相談支援課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、協議会の委員の最初の任期は、委嘱の日から令和5年6月30日までとする。

(招集の特例)

3 この条例の施行後及び任期満了後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(2) 協議会 委員名簿

(敬称略)

種別	所属	氏:	名
学識経験者	兵庫県弁護士会	木下	和茂
障害福祉サービス事業者	障害者等相談支援コーディネート事業 出石精和園地域支援センター代表	松岡	和哉
	朝来市社会福祉協議会 あさごふれ愛の郷相談支援事業所	山中	秀基
	神戸聖隷福祉事業団 エスポワールこじか	○伊﨑	辰夫
	神戸聖隷福祉事業団 和生園	山根	由夫
	朝来市医師会代表	◎木村	嘉宏
 保健・医療関係者	南但歯科医師会代表	上垣	道紀
体性 区原用作自	大植病院 公認心理師	中山	隆人
	朝来健康福祉事務所	維田	宏美
	兵庫県立和田山特別支援学校代表	中村	基生
教育関係者	朝来市小中学校代表	福垣	敦夫
	朝来市教育委員会	田中	雅人
	豊岡公共職業安定所 和田山分室	原言	<u> </u>
就労支援関係者	但馬障害者就業・生活支援センター	衣川	勝海
関係機関団体	豊岡こども家庭センター	田村	大
	ひょうご発達障害者支援センタークローバー 豊岡ブランチ	成田	恵祐
	朝来市身体障害者福祉協会代表	石田	秀樹
障害者団体	朝来市手をつなぐ育成会代表	谷川	晃
	なんたんひまわり家族会代表	藤本	松野
地域代表者	朝来市民生委員・児童委員連合会代表	向井	兵磨
障害者等	ピアサポーター代表	藤本	武宏
ハヴィトフナロ		原田	友紀
公募による市民		木村	圭介
その他市長が認める者	朝来市商工会	西垣	隆

◎会長 ○副会長

事務局

種別		氏名		
	朝来市健康福祉部長			洋二
事務局	朝来市健康福祉	朝来市健康福祉部ふくし相談支援課 課長		
	//	ふくし相談支援課 副課長	足立	里江
	//	ふくし相談支援課 課長補佐	藤原	正浩
	//	ふくし相談支援課 主任	小畑	知見
	//	ふくし相談支援課 相談支援専門員	今倉	晃子
	//	社会福祉課 課長補佐	北島	周

(3) 検討部会 委員名簿

(敬称略)

種別	所属	氏名	
障害福祉サービス事業者	障害者等相談支援コーディネート事業 出石精和園地域支援センター	松岡和	1哉
	朝来市社会福祉協議会 あさごふれ愛の郷相談支援事業所	山中 秀	基
	神戸聖隷福祉事業団 エスポワールこじか	◎伊﨑 辰	夫
	朝来市医師会	木村 嘉	宏
保健・医療関係者	南但歯科医師会	上垣 道	紀
	朝来健康福祉事務所	維田宏	美
教育関係者	兵庫県立和田山特別支援学校	中村基	生
就労支援関係者	豊岡公共職業安定所和田山分室	原司	
関係機関団体	ひょうご発達障害者支援センタークローバー 豊岡ブランチ	成田 恵	純
	朝来市身体障害者福祉協会	石田秀	樹
障害者団体	朝来市手をつなぐ育成会	谷川晃	1
	なんたんひまわり家族会	藤本 松	野
地域代表者	朝来市民生委員児童委員連合会	〇向井 兵	磨
障害者等	ピアサポーター	藤本武	宏
公募による市民		木村 圭	介

◎部会長 ○副部会長

事務局

種別	所属			氏名	
	朝来市健康福祉部長		竹村	洋二	
	朝来市健康福祉部社会福祉課 課長		細井	香	
事務局	//	社会福祉課 課長補佐	北島	周	
	//	社会福祉課 主査	谷口	琢三	
	//	ふくし相談支援課 課長補佐	藤原	正浩	

2 計画検討の経過

年月日	内容
令和2年 8月13日(木)	朝来市障害者自立支援協議会 【議事】専門部会「第6期朝来市障害福祉計画及び第2期朝来市障害児福 祉計画 計画策定検討部会」の設置について
令和2年 9月29日(火)	第1回 第6期朝来市障害福祉計画及び第2期朝来市障害児福祉計画 計画策定検討部会 【議事】(1)計画策定について (2)計画策定スケジュールについて (3)障害のある人を取り巻く状況について (4)第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の取組状況に ついて
令和2年 11月13日(金)	第2回 第6期朝来市障害福祉計画及び第2期朝来市障害児福祉計画 計画策定検討部会 【議事】(1)計画素案について ①目次構成と章立てについて ②第3章 計画の成果目標について ③第4章 計画の活動指標について ④第5章 計画の推進体制について (2)その他
令和2年 12月14日(月)	第3回 第6期朝来市障害福祉計画及び第2期朝来市障害児福祉計画計画策定検討部会 【議事】(1)計画素案の修正と確認について ①目次 第1章 計画の策定 第2章 計画の基本的な考え方 ②第3章 計画の成果目標 ③第4章 計画の活動指標 ④第5章 計画の推進に向けて 資料編 (2)その他
令和3年 1月22日(金)~ 2月12日(金)	パブリックコメント
令和3年 3月9日(火)	第4回 第6期朝来市障害福祉計画及び第2期朝来市障害児福祉計画 計画策定検討部会 【議事】(1)パブリックコメントの結果報告 (2)計画素案の最終確認 (3)その他
令和3年 3月25日(木)	朝来市障害者自立支援協議会 【議事】(1)第6期朝来市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定部会 から朝来市障害者自立支援協議会への報告

3 用語の説明

あ行

【一元的】(24ページ)

一般的には、一つの中心によって全体が統一されているさまをいいますが、障害福祉サービス等の関連では、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害等、障害の種別によらないで、障害福祉サービス等を提供できるようにすること。

【一般就労】(29・31・32・34・47・49ページ)

障害者自立支援法に基づき国が定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の中で、一般就労とは、一般に企業等への就職(就労継続支援A型の利用は除く)や在宅就労、自らの起業をいいます。

【医療的ケア】(20・41・64・65・66・69ページ)

重度の障害のある人や高齢者が受ける介護の中で医療的な介護行為を医療的ケアといいます。具体的な医療的ケアとは、たん吸引(口腔、気管等)、経管栄養(鼻の管からの栄養注入)、胃ろう(お腹から胃に小さな穴を形成し栄養注入)等が該当します。上記の他に未だ容認されていない医療的行為に摘便、浣腸等もあげられます。

か行

【権利擁護】(44・52ページ)

意思能力が十分でないため、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい知的障害者や認知症 高齢者などが、安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使に関す る専門的な相談・援助を行うこと。

【高次脳機能障害】(3・24ページ)

脳の機能の中で、生命維持に関わる基礎的な生理学的機能(血液の流れの速度、呼吸や体温の調整、覚醒リズム、運動調整等)に対し、注意・感情・記憶・行動等の認知機能を高次脳機能と呼びます。その高次脳機能が、交通事故や頭部のけが、脳卒中等で脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶等の機能に障害が起きた状態を、高次脳機能障害といいます。

【**コーディネーター**】(41・64・65・66ページ)

ものごとを調整する役の人のことです。また、異なる立場の人々の間の合意を形成したり、 多くの人の参加を促進する役割を果たしたりする人のことをいいます。

【児童発達支援センター】(38ページ)

就学前の障害のある子どもが、日常生活における基本的動作の指導、知識・技術を取得し、 集団生活に適応できるように支援を行う通所施設です。また、地域の障害児やその家族への相 談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域支援の拠点となっています。

【社会的障壁】(2・52ページ)

障害のある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における 事物、制度、慣行、観念など一切のもの。

【重症心身障害】(10・15・18、47ページ)

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といいます。

【自立支援医療】(13・17・21・44ページ)

心身の障害の状態を軽減することなどを目的に給付される医療費。精神通院医療費、身体障害者の更生医療費、障害児の育成医療費から構成されます。

【(地域) 自立支援協議会】(3・27・28・55ページ)

障害のある人の生活を支援していくため、障害福祉サービス事業者や教育、就労などの関係者により構成され、地域で生活する障害のある人の支援体制における課題について情報共有、連携などが図られる場。

【身体障害】(2・5・19・20・21・22・37・50ページ)

身体機能に何らかの障害があり、日常生活に制約がある状態をいいます。身体障害者福祉法では、①視覚障害、②聴覚・平衡機能障害、③音声・言語・そしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤内部機能の障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害)の5つに分類されています。

【身体障害者手帳】(4・5・6・7・10・14・15・18・60ページ)

身体に障害(身体障害者福祉法により規定)のある人に対し、その更生を援助し、福祉を増進するために交付しているもの。

【精神障害】(2・11・19・20・21・22・27・37・46・47・50・52・69ページ)

統合失調症、気分障害(うつ病等)等の様々な精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいいます。

【精神障害者保健福祉手帳】(4・11・12・13・15ページ)

一定の精神障害の状態にあることを証明するもので、この手帳を取得することにより、支援 を受けやすくなり、精神障害者の自立と社会参加を促進するための手助けとなるもの。

【成年後見制度】(21・44・52・56・57ページ)

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の法律行為(財産管理や契約の締結など)を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、本人の同意なく結ばれた不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度。制度を利用するためには、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立てを行うことになります。なお、身寄りのいない人の場合、市町村長に申立て権が付与されています。

た行

【地域包括ケアシステム】(27・69ページ)

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療、介護、福祉サービスを含む様々な生活支援サービスが日常生活の場(介護保険の日常生活圏域など)で、適切に提供されるような地域での体制のこと。

【地域生活支援拠点等】(28ページ)

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた拠点施設あるいは単独機能施設の集合体をいいます。

【知的障害】(2・8・19・20・21・22・46・47・50・52ページ)

知的機能の障害が発達期(おおむね18歳まで)に現れ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいいます。

な行

【内部障害】(7ページ)

身体障害者福祉法に定められた身体障害のうち、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の7つの障害の総称です。

【難病】(3・4・14・24ページ)

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことをいいます。昭和47年の厚生省(当時)の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義しています。なお、障害者総合支援法では、難病等(難治性疾患克服研究事業の対象である130の疾患と関節リウマチ)も障害のある人の定義に加えられました(平成25年4月1日施行)。障害福祉サービスの対象疾病は順次拡大されており、令和元年7月1日からは361疾病が対象となっています。また、平成26年5月30日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が公布され、平成27年1月1日から新しい医療費助成制度が始まり、対象となる疾病は、平成27年1月1日よりそれまでの56疾病から110疾病となりました。対象疾病は順次拡大され、令和元年7月1日からは333疾病となっています。

は行

【発達障害】(2・4・15・19・24・66ページ)

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされています。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害等がこれに含まれます。

【パブリックコメント】(3ページ)

行政機関が政策の立案等を行おうとする際に、その案を公表して広く意見を求め、これらについて提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う一連の手続のことです。

【ピアサポート・ピア活動】(52・66ページ)

障害者が自らの経験を生かし、悩みを持つ障害者を支援すること。

【福祉的就労】(36ページ)

障害者の就労形態の一つ。各種施設や小規模作業所等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

【ペアレントトレーニング】(66ページ)

保護者が環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学ぶことで、関わり方や心理的ストレス の改善や、子どもの発達促進や不適切な行動の改善を目指す、家族支援のアプローチの一つ。

【ペアレントプログラム】(66ページ)

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、支援者が効果的に支援できるよう設定されたグループプログラムで、発達障害やその傾向のある子どものいる保護者だけではなく、さまざまな悩みのある保護者に有効とされています。

【ペアレントメンター】(66ページ)

発達障害をもつ子どもの養育経験があり、かつ相談支援に関する一定の研修を受けた親のこと。少し先を行く先輩として、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができます。

【法人後見】(44・52・57ページ)

個人ではなく、福祉の事務に関して専門的な知識や能力、体制などを備えた法人を成年後見人等として選任すること。法人は社会福祉協議会、福祉関係の公益法人、社会福祉法人のほか、成年後見人等の事務を行うために設立された公益法人、NPO法人等が対象となります。

ま行

【モニタリング】(51・64ページ)

ケアプランに沿って提供されるサービスが利用者のニーズにうまく対応できているかどう か確認し、チェックすること。

ら行

【ライフステージ】(24ページ)

乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、高齢期など、人が生まれてから死ぬまでの各段階のこと。

【療育】(24・45・64ページ)

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障害のある児童・その家族、障害に関し心配のある人等を対象に、障害の早期発見・早期治療または訓練等による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談・指導・診断・検査・訓練等の支援を行うこと。

【療育手帳】(4・8・9・10・15・18ページ)

知的障害者(児)に対して一貫した指導相談や援助を受けやすくするためのもの。

第6期朝来市障害福祉計画 第2期朝来市障害児福祉計画

令和3年3月

発行:朝来市

編集:朝来市 健康福祉部 社会福祉課

T669-5292

兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1

TEL 079-672-3301 (代表)

FAX 079-672-4041